

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 生き延びるだけの価値がある小規模校を潰すな

### 「第2次県立高等学校再編整備の基本計画」の問題点を衝く

茨城県教育委員会は、今年7月、高校審議会の答申(2008年12月)を受けて第2次高校再編整備の「基本計画」を発表した。6月に「案」を発表しパブリックコメントを募集したが、発表された「基本計画」は主要な部分では「案」とほとんど変わらなかった。(概要は下欄の通り。)

#### 77学級の削減 廃校は17校

高校審議会の答申では、「2008(平成20)年度に対し96学級の削減が必要である」とされていたが、2020(平成32)年度までに2009(平成21)年度に対し77学級の削減となった。

廃校となる数は、全県では17校にのぼる。そして、「おおよそ

という表現付きで地区ごとの見込み学校数が提示された。

#### 統廃合のための計画 完成時の見通しは示されず

「基本計画」は、クラスの定員を40人に固定したまま、生徒数の減少分に応じて応募の少ない(=人気のない)学校を廃校にしたうえ、専門学科(工業や商業など)も改編し、「くくり募集」の検討もおこなうというものである。第1期で作られた「新しいタイプの学校」と人気のある普通科以外は改編あるいは統廃合されることとなる。

「基本計画」であるにもかかわらず、完成時の見通しが示されていない。単に県全体での数を

合わせただけで、地域ごとの進学率や入試倍率の見通しは示されていない。2020(平成32)年の完成時に、県内のすべての地域で、希望する中学生が地元で希望する学科に進学できる見通しはない。結局、県全体の子供の数から、旧5学区ごとにどれだけ高校を減らせるかを概算したものに過ぎない。

中学生が無理なく通学できる範囲は、生活圈の中にある高校である。旧「5学区」は、以前の「8学区」を改変したものだが、地理的条件や鉄道や道路の配置を無視し、生活圈とはかけ離れた地域が指定されたものだった。たとえば大子町と茨城町が同じ学区とされるなど、「通学区」としては、きわめて非現実的だっ

#### 第2次高校再編整備「基本計画」概要

##### 1 期間

・2011(平成23)年度~2020(平成32)年度。次の3期に分ける。  
前期:2011(平成23)~2013(平成25)  
中期:2014(平成26)~2016(平成28)  
後期:2017(平成29)~2020(平成32)  
・前期実施計画策定は本年(2009年)12月

##### 2 適正規模等

・1クラスの定員は40人とする。  
・適正規模は1学年4~8学級とする。  
・学校・学科の配置は、旧5学区を基本にバランス良く配置する。  
・人口増の地域は学級増を行う。  
・2020(平成32)年度までに約4000人が減少するため、77学級の削減を行う。

##### 3 魅力ある学校づくり(学科の改変等)

・普通科に基礎学力定着(学び直し)のための単位制高校を設置する。  
・専門学科は、改編・再編を行う。くくり募集も採り入れる。  
・総合学科は現状維持とする。  
・県北・県南に3部制の定時制高校を設置する。  
・中高一貫校を未設置の地域に設置する。

##### 4 統合の考え方

・新校設置(対等統合)を原則とする

## 職員健康診断の充実を訴える~第1回総括安全衛生委員会

10月28日、茨城県庁内において、今年度の第1回総括安全衛生委員会が開催された。

冒頭、県教育委員会保健体育課から、各学校における労働安全衛生のとりくみ状況、公務災害の発生状況、「職場復帰トレーニング」の実施状況等について報告があった。その後、主に茨高教組推薦による労働者側委員が発言して、協議を行った。

#### 職員健康診断

今年度から定期健康診断が「拠点校方式」に変更された。水戸地区だけは検診機関(水戸市笠原町の県メディカルセンター)での実施となったので改善と言えるが、その他の全域では、他校や公民館での一括検診となり、移動の負担の発生、待ち時間の

た。また、第3学区は11校しかないのに、第5学区には31校もあるなど、「通学区」の大きさもあまりに違いすぎた。

高校は、地理的条件、道路・鉄道の配置を考え配置されるべ

増大などデメリットだけが発生し、大幅に状況が悪化した。

労働者側委員は、職場の教職員の意見に基づき、学校や公民館等での実施ではなく、すべての地区で水戸地区同様、検診機関での実施に転換すべきと発言した。

#### インフルエンザ対策

県内の高校から、「衛生委員会審議結果報告書」が提出され、県教育委員会として「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定するよう提起があった。

保健体育課から、厚生労働省の対応がめまぐるしく変転する中で、県としては方針すら出せない状況にある旨、釈明があった。新型インフルエンザ対策については、同校によって数年前

きである。また、統合をおこなうにしても、一部の地域に高校が集中している現状を改善し、バランスよく配置し直す必要がある。

から指摘されているにもかかわらず漫然と放置し、今年になって泥縄の対応に終始している県教育委員会の責任は重大である。

#### 職場復帰トレーニング

本年1月の施行以降、9月末の時点で6名が「職場復帰トレーニング」を実施したことが報告された。

労働者側委員から、導入前にも主張した職場復帰後の「職務軽減措置」の実施を、再度求めた。産業医の委員からも「いかに少しずつ復帰させるかが大切。そのための予算措置が必要」との発言があった。円滑な復帰を促すためには時間講師等を配置するなど、「復帰後の職務負担軽減」が大切であり、改善が必要である。

#### 周辺部での統廃合だけ促進

「周辺部の子どもの数が相当多いにもかかわらず、その地域の高校で大幅な欠員が生じている

【2面につづく】

○複数学科・コース設置の学校  
2年連続で40人以上の定員割れをしても、翌年の募集停止は学科等の配置のバランスを見て判断する。

#### 5各地区の再編整備の方向

・県北地区(旧1学区)ー9校52学級程度にする。(現在12校+分校1校69学級)  
・水戸地区(旧2学区)ー20校107学級程度にする。(現在、25校126学級)

・県東地区(旧3学区)ー9校49学級程度とする。(現在、11校56学級)  
・県南地区(旧4学区)ー18校106学級程度とする。(現在、21校121学級)  
・県西地区(旧5学区)ー27校145学級程度とする。(現在、31校164学級)

合計 83校459学級程度(現在、100校+分校1校536学級)

## 【1面「基本計画」つづき】

とすれば、それは地域における当該学校へのニーズが失われているからだ」という意見がある。周辺部の高校の廃校を容認する見解である。

しかし、都市部（水戸、土浦、日立）の県立高校及び私立高校は、ほとんど定員が削減されていない。都市部ではその在住人口を遙かに上回る定員を抱えたままである。教育行政が、中学生が無理をおしてでも都市部に流入するよう誘導しているのである。

都市部周辺の高校に対するニーズが失われていると言うが、県行政当局の施策の積み重ねによって、ニーズを低下させている側面にも目を向ける必要がある。

## 少人数学級で統廃合の根柢なし

「少子化」対策と称して、学級削減、廃校を促進するのは妥当性を欠く。少人数学級を実現することで、それぞれの地元で行き届いた教育を実現すべきである。特に、専門学科は実習も多いため、定員 40 人では行き届いた教育は困難である。音楽科と美術科はすでに定員 30 人になっている。他の専門学科でも、すぐに少人数学級を実行すべきである。

専門学科を 30 人定員にするためには、30 学級程度の増設が必要となる。

専門学科は 30 人  
周辺小規模校は 20 人に

また、小規模校では学力上でつまづいている生徒が多数入学している事例も見られる。こうした学校で全員に確かな学力を身につけさせるには、20 人程度の少人数学級とするのが望ましい。

専門学科の 30 人学級化、4 学級以下の学校の 20 人学級化をおこなうと、合計で 60 学級程度の増設が必要となる。これを算入すると、中学校卒業生数が 4000 人が減少したとしても、削減すべき定員は 1600 人、学級数では 40 学級ほど程度にとどまる。

## 県立高だけを無くせば良いのか

県立高校の大幅縮小の一方で、私立高校は長年にわたり定数を維持してきた。これも大問題である。私立高校への誘導政策を改めることで、県立高校の学級削減は必要なくなるはずである。県当局が推進する県立高校統廃合政策は、遠距離通学を余儀なくしたただけでなく、さらに経済的負担の大きな私立高校へと生徒を誘導する結果をもたらした。

この結果、経済力のない家庭の子ども達の高校進学を断念させることになる。これは、憲法の保障する「教育を受ける権利」を侵害するもので由々しき問題である。

県立高校の統廃合は、これ以上おこなってはならないのである。

## 必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか？（第 22 回）

## 「昭和天皇独白録」と「人種差別撤廃提案」

## 「六千人の命のビザ」——杉原千畝評価におけるナショナリズムとシオニズム(7)

§ 4  
八紘一宇と人種差別  
(つづき)

## 「人種差別撤廃提案」の裏面

第一次世界大戦パリ講和会議における大日本帝国の「人種差別撤廃提案」は、日系移民排斥を告発し日本人の平等取り扱いを求めたという限りでは、「人種差別」に反対したものである。しかし、大日本帝国は、「白人」の帝国主義諸国による植民地支配と、そこでの「白人」による非「白人」差別に反対しているわけではない。それどころか、「白人」による植民地支配に便乗することさえ厭わない。たとえば、パリ講和会議から 20 年後の太平洋戦争直前、1941（昭和 16）年 11 月 5 日の御前会議決定では、対米交渉においては、オランダ領東インド植民地（現在のインドネシア）からの物資獲得のために「相互に協力する」ことを提案する旨、決定しているのである（「乙案」）。

大日本帝国は、みずからが、「白人」による「人種差別」とは異なる、新たな「人種差別」の主体であった。大日本帝国は、1919 年当時、すでに台湾と朝鮮を大日本帝国に併合していた。そして、中国東北部に形は独立国だが実質的には大日本帝国の植民地である「満州国」を建国

した。つづいて中国全域の征服に着手し、さらに東南アジア全域、太平洋地域の征服に乗り出していく。この過程で大日本帝国は、朝鮮人差別、中国人差別、そのほか各地域での「人種差別」の主体として行動した。

大日本帝国がおこなった、「白人」による「人種差別」の批判とはいっても、自国の限られた利益追求のための皮相なものにとどまり、利己的、表面的かつ不徹底であった。そして大日本帝国それ自体が植民地支配の主体となり、新たな「人種差別」の主体として急速に台頭する途上にあった。このような大日本帝国による「人種差別撤廃提案」といっても、まったく説得力がない。こうしたものを「道徳」の教材にすべきだなどという要求が出てくること自体、きわめて異様というほかない。

## 「昭和天皇独白録」

それにしても、どうして「日本会議」は、パリ講和会議での「人種差別撤廃提案」という非常にマイナーな事象に目をつけたのか、不思議である。藤岡信勝らの「あたらしい歴史教科書」は別として、中学・高校の歴史教科書でも触れられることはなく、一般的な歴史の概説書でもたまに言及される程度の小エピソードが、どうして「日本会議」の

重点項目になったのだろうか。

昭和天皇裕仁は「大東亜戦争の遠因」についてこう語った。

「この原因を尋ねれば、遠く第一次世界大戦戦後の平和条約の内容に伏在してある。日本の主張した人種平等案は列国の容認する処とならず、黄白の差別感は依然残存し加州〔カリフォルニア州〕移民拒否の如きは日本国民を憤慨させるに充分なものである。（……）かゝる国民的憤慨を背景として一度、軍が立ち上がった時に、之を抑へることは容易な技ではない。」（寺崎英成他編著『昭和天皇独白録 寺崎英成・御用掛日記』1991 年、文藝春秋、20 - 21 頁）

この「昭和天皇独白録」は、極東国際軍事裁判（「東京裁判」）における天皇の訴追を免れるための政治工作の一環であり、周到に編集された作為的な発言記録である。とりわけ太平洋戦争の開戦責任を免れるため、「立憲君主」としての限界ゆえに、大日本帝国陸軍と陸軍出身の政治家とりわけ東条英機の開戦方針を阻止することは不可能だったとする主張を中心的内容とし、あらゆる責任を陸軍とそのメンバーに帰している。「独白録」は、1946（昭和 21）年 3 月 18 日から 4 月 8 日にかけて、皇居の「御

文庫」（空襲に耐えるよう建造された鉄筋コンクリートの建物）において、体調不良のためベッドに横たわった状態で、宮内大臣松平慶民、侍従次長木下道雄らの重臣に対しておこなった口述をもとに作成された。さらに英訳版も編集された（ハーバート・ビックス『昭和天皇（上）』2002 年、講談社、19 頁）。このうち日本語版の「独白録」は、1990 年、作成者の一人寺崎英成の遺族によってはじめて公表された。英訳版の発見はさらに後の 1997 年である（東野真『昭和天皇の二つの「独白録」』1998 年、日本放送出版協会）。

「独白録」の開口一番、昭和天皇裕仁は、「人種差別撤廃提案」否決が太平洋戦争の「遠因」だと断言する。戦争の原因は、米英による「人種差別撤廃提案」の拒絶にあるのだから、大日本帝国には開戦の責任はないというのである。戦争責任回避のための都合の良い言い訳としての「人種差別撤廃提案」の位置づけが見てとれるだろう。現代の国粹主義団体の天皇崇拝者たちが、「人種差別撤廃提案」にこだわる理由と動機はここにある。

ことさらに「人種差別撤廃提案」問題を取り上げる人たちは、大日本帝国と昭和天皇裕仁の戦争責任問題について特定の解釈を提起し、大日本帝国と昭和天皇裕仁の戦争責任を全面的に否認することを目論んでいる。「日本会議」会長の三好達夫が、この「人種差別撤廃提案」を茨城県の必修〈道徳〉のテキストに掲載せよとせまっている理由は、これで明らかだろう。（つづく）